

「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定に係る答申の概要

1 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- ・ 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく推進計画であるほか、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」に掲げる分野別施策の「脱炭素都市づくり」を実現するための個別計画

(2) 計画期間

- ・ 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間
- ・ 中間年度である令和7年度(2025年度)には、計画の中間評価を行う

2 改定の方向性

条例に掲げる基本理念や、「杜の都環境プラン」で掲げる「脱炭素都市づくり」の実現に向け、計画改定の方向性を次のとおりとする。

- ・ 将来における脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速
- ・ 地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進
- ・ 安全で安心な地域社会を目指した、気候変動適応策を推進

3 温室効果ガスの削減目標

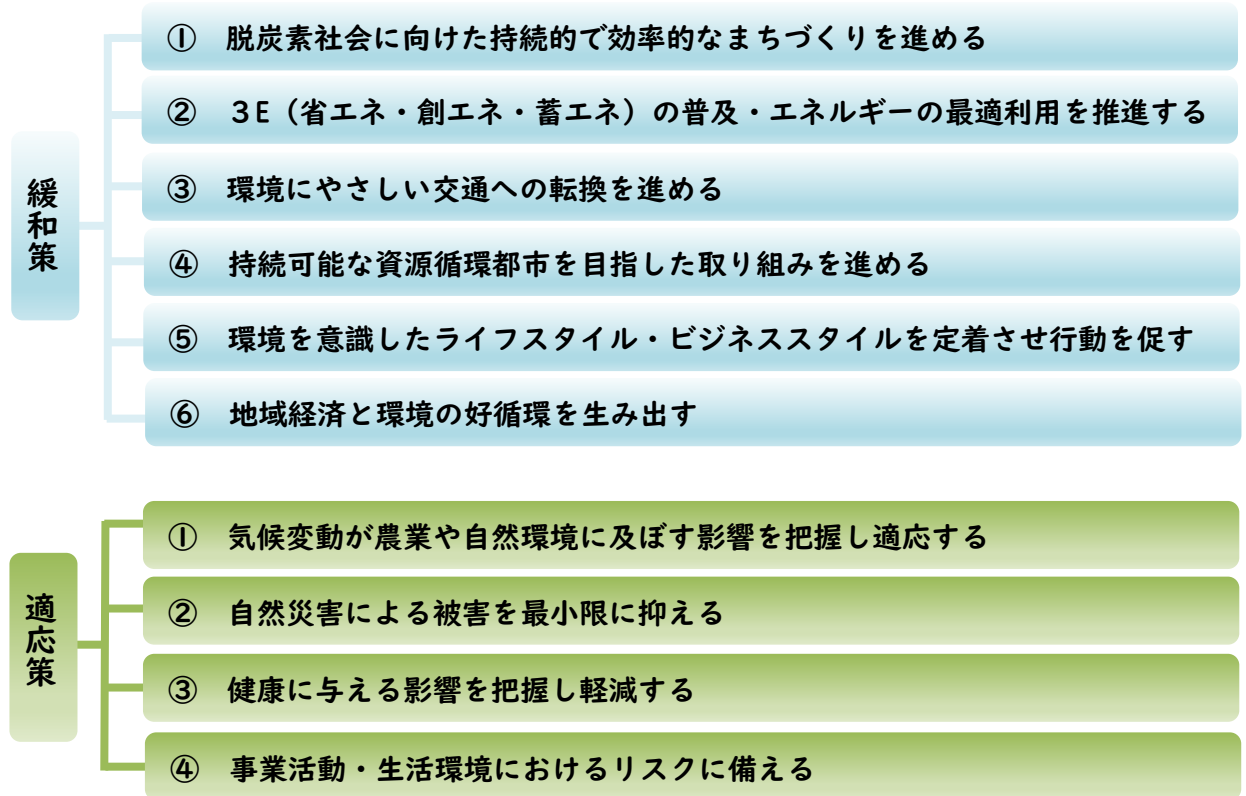
【中期目標】 令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%以上削減（森林等吸収量を含む）

【長期目標】 令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す

- ・ 中期目標は、国が「長期エネルギー需給見通し」で定める令和12年度(2030年度)における電源構成等を前提とした、国の「地球温暖化対策計画」に基づく施策に加え、本市独自の施策による温室効果ガスの削減量を積み上げることにより設定。
- ・ 長期目標は、中期目標の達成に向けた施策を着実に推進しながら、温室効果ガスの大幅な削減につながる技術革新等の動向を踏まえ、率先して取り組みを進める。

4 施策体系

- 地球温暖化対策の推進には、温室効果ガスの排出量を抑制する施策（緩和策）と、気候変動による影響に対し、被害の回避や軽減を図る施策（適応策）を併せて進めることが重要であることから、緩和策と適応策を施策体系の2つの大きな柱とする。



5 推進体制

- 「せんだいE-Action 実行委員会」等、市民、事業者、行政の協働で普及啓発活動を行うとともに、事業者と連携した温室効果ガスの削減を図る「温室効果ガス削減アクションプログラム」などにより、日常生活や事業活動に根差した取り組みの一層の推進を図る。
- 国や県、近隣自治体等の関係行政機関や教育研究機関、環境活動を行っている諸団体等とも連携を図る。